

平成30年1月5日開催

第7回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） それでは、ただいまから第7回農業委員会総会を開催させていただきます。

それでは、今井会長から挨拶をよろしく願いいたします。

○会長（今井 隆） 皆さん、こんにちは。また新年明けましておめでとうございます。農業委員の皆様には昨年1年間大変お世話になりました。また、今年もよろしく願いいたします。先ほど運営委員会を開いていまして、お待たせしまして大変申しわけございません。

平成30年、昨日から市役所も仕事始めということで、農政部長、また局長、私と、農林課長さん、係長さん達と数名で挨拶回りに行ってきたのですが、一日がかりで挨拶回りに行ってきたのですが、やっぱり各関係、色々な大勢の機関でこの1次産業、農業に関する仕事をやっているわけです。なかなか今年も厳しい状態が続くと思うのですけれども、少しでも明るい材料というか、国のほうも色々考えてもらって一人一人の農業者が元気よく経営ができる、そのようなことになっていただければと思っております。

今年初めての総会ですけれども、よろしく願い申し上げまして、年頭の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、議事進行につきましては、会長、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第7回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。きょうは、全員出席、欠席者はありません。全員25名出席されておりますので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命について、議事録署名委員を指名してよいか、皆様にお伺いします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号7番、寺崎正親委員、続きまして18番、岸吉郎委員の2名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の高橋主事を任命いたします。よろしく願いいたします。

それでは、早速議事のほうへ入りたいと思います。

まず初めに、これから議事に入るわけですけれども、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。なお、携帯等鳴らないようにご注意のほどをよろしく願いいたします。

それでは、まず初めに議案第1号 農地法の規定による許可処分取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。
それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、取消理由につきましては、諸事情により転用の計画がなくなったためとのこととでございます。

2番 農地法第3条許可、契約内容は交換、取消理由は許可を取得したが諸事情により交換をしなかったためとのこととでございます。

3番 農地法第3条許可、契約内容は交換、取消理由につきましては許可を取得したが諸事情により交換をしなかったためとのこととでございます。

以上、農地法関係許可取消願につきましては、3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

異議なしで、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約内容は使用貸借、転用目的は分家住宅でございまして、土地の形状を変更し、申請し直したいとのこととでございます。変更後の契約内容と転用目的につきましては、当初と同様でございます。また、変更後の5条許可申請が出ております。議案第5号、ナンバー22が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、住宅の名義を共有名義に変更したいためとのこととでございます。なお、変更後の5条許可申請が提出されております。議案書31ページ、議案第5号、ナンバー53が関連案件でございます。

3番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約内容は貸貸借、転用目的につきましては露天資材置場でございまして、諸事情により利用する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の契約内容につきましては売買、転用目的は一般住宅でございます。関連案件として、

変更後の5条許可申請、議案書31ページ、議案第5号、ナンバー56が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては、3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、それではこれより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承知することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1及びナンバー2については事前調査案件でございます。また、ナンバー1及びナンバー2については関連する案件でございますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー1及びナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて新規就農したいという申請でございます。

2番 契約内容は賃貸借、なお申請理由につきましては1番と同様でございます。

それでは、別添の農地法第3条許可申請ナンバー1及びナンバー2の審議資料をご覧いただきたいと思っております。

まず、就農の動機につきましては、幼いころより祖父母の農作業している姿を見て興味を持ち、農業の専門学校に進み、自身も農業を志すようになったとのことでございます。

将来の農業経営の構想は、所属する農業者の組合では、現在ニンジンの生産量が少ないためニンジンを中心に栽培したいとのことございまして、将来の目標としては、倉淵地域の標高差を利用して1年を通して野菜類を栽培していきたいと伺っております。

職歴及び農業経験につきましては、前橋の農業専門学校を卒業後、申請者が所属する農業者組合の中の認定農業者のもとで1年4カ月の研修を受けてきたとのことでございます。

経営の内容につきましては、当初時は組合に所属する農家の方の指導を受けながら1人で農業経営を行い、5年後の目標時には、収穫の時期を中心にパートさんを雇う予定となります。

1枚おめくりいただきまして、当初時の借り受ける面積につきましては、ニンジンが49アールでございまして、春から夏にかけてはニンジンと栽培時期が異なるコマツナを30アール栽培し、6月頃から残りの19アールにニンジンを作付し、1年を通して作物の栽培を行う計画でございます。また、記載がございませんが、こちら2年目からは、3月から9月にかけてミニトマトを2アール作

付したいと伺っております。

また、出荷計画でございますが、所属の農業者組合を通して群馬県内及び神奈川県のスーパ－を中心に出荷予定となります。

また、将来の目標として倉淵の道の駅への個人名義での出荷も検討しているとのこと。

続きまして、経営試算になりますが、ニンジンを中心とした経営試算となっております。1枚おめくりいただきまして、一番右上の数字、219万円が当初時の粗収益でございます。5年後の粗収益が540万円とのこととなります。

運転資金といたしましては、自己資金及び青年等就農給付金を基に経営を開始する計画でございます。まして、昨年12月19日に青年等就農計画の認定を受け、既に認定新規就農者となっております。また、1年目については、現在指導を受けている農家の方から農業機械を借りて作物栽培を行うという計画でございます。

2枚おめくりいただきまして、最後の資料が認定新規就農を受けた際の資料となっております。ご参考までにご覧いただければと思います。また、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることをご報告いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

なお、今回は第2班の調査ですので、調査班長の寺崎委員から報告をお願いします。

○7番寺崎委員 それでは、報告させていただきます。

事前調査報告第2班班長、寺崎正親。農地法第3条許可申請審議ナンバー1、2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人本人1名の出席でした。

質問1 出身は倉淵ですか。

回答 もともとの出身は前橋市の富士見町です。当初は、前橋から倉淵まで通って農業を学んでいましたが、現在は家が見つかったため、1カ月ほど前から倉淵に移住しています。

質問2 所属する農業者の組合では、無農薬で野菜を育てていると聞いていますが、無農薬で栽培を行うのですか。

回答 基本的には無農薬での栽培を考えています。

質問3 無農薬での栽培方法については、組合の方から指導を受けているのですか。

回答 組合の研修でも栽培方法は学びましたが、それ以前に通っていた専門学校でも栽培方法を学んでいます。

質問4 出荷先として所属する組合とありますが、野菜の販売は組合として販売するのですか。

回答 他の組合員の方の野菜と一緒に組合の名義で販売します。

質問5 無農薬栽培は農薬を使う場合に比べ、栽培に手間がかかると思います。また、スーパー

に並ぶと値段的に不利になることもあると思いますが、その点についてはどのように考えていますか。

回答 農薬を使った野菜と差別化をして消費者に買っていただけるように努力したいと思います。

質問6 ニンジンを中心に栽培するとのことですが、倉淵の土壌はニンジンを育てるのに適していますか。

回答 組合員の中に既にニンジンを育てている方もいるので、十分に育てられると思います。

質問7 営農の資金計画について、青年等就農資金の申請はされていますか。

回答 現在、申請中です。

質問8 無農薬栽培と聞きましたが、今後、有機JAS認定を受ける予定はありますか。また、組合では認定を受けている方はいますか。

回答 有機JAS認定については、今後検討したいと考えています。組合員の中には認定を受けている方もいます。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 寺崎班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。何かございますか。

なければ、よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は贈与、所有地に隣接する申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯での申請でございます。

5番 契約内容は貸貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、申請地を兄より借り受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は贈与、農業後継者としての自覚と経営安定を図りたく父から娘夫婦に申請地を譲り渡し引き続き耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

8番 契約内容は売買、自宅から近く管理しやすい申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、息子の家の隣地で管理しやすい申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を兄から譲り受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は贈与、申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯での申請でございます。

12番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。関連案件としまして、議案書18ページ、議案第5号、ナンバー2が提出されています。

13番 契約内容は売買、申請地を買い受けて経営規模を拡大したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、申請地を買い受けて経営規模を拡大したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては、12件でございます。この12件につきましては、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、またはそのただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入りますので、質疑をお受けします。

異議ありますか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

次へ移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 周囲に貸駐車場がなく申請地を駐車場として貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。宅地28.54平米と一体利用の申請でございます。

2番については、取り下げでお願いいたします。また、同じ代理人からの申請がございます。そちらについても、合わせて書類が調わないことから取り下げをしたいということでございます。4から9まで取り下げでお願いいたします。また、11、12、こちらにつきましても、同じ代理人からの申請でございます。本日付で書類が調っていないことから、11、12についても取り下げでお願いいたします。

3番 自宅に地続きの申請地に農地法上の許可を得ないで農業用倉庫を建てていたことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地970.91平米と一体利用でございます。また、こちらは用途指定がございまして、第一種中高層住居専用地域でございます。

10番 生まれ育った地元で生活したく相続で取得した申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、取り下げ9件を除く3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。それでは、1番、3番、10番の案件について、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

許可相当ということで、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号に入ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー5については事前調査案件です。

事務局、それではナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約の内容は売買、高崎支店の老朽化及び事業の拡大のため申請地を買い受けて事業所を建設し移転したいという荷捌棟、事務所及び露天駐車場の申請でございます。

それでは、審議資料をご覧いただきたいと思います。農地法第5条許可申請、ナンバー1の審議資料をご覧ください。

1枚目は、位置図でございます。赤の丸で囲まれたところが申請地でございます。高崎市京ヶ島市民センターから東に250メートルに位置しております。また、物流の倉庫ということで、北側に高崎インターチェンジがございます。高崎インターチェンジ近くでの立地ということになります。

1枚目おめくりいただきまして、案内図でございます。赤く塗られたところが申請地でございます。周囲は、田と畑に囲まれてございまして、第2種農地に該当すると思われまして、また、申請地の北側は同じように物流の企業が立地しております。

1枚おめくりいただきまして、公図でございます。方向が変わりまして、右手側が北側、ホッチキスでとめてある側が南側となります。赤く塗られた部分が道になっておりまして、その中が申請地でございます。申請地の真ん中、水色の部分は水路になりますが、こちらの水路については払い下げになりまして、東側をぐるっと囲うような形で取り付けがされる計画になっております。

1枚おめくりいただきまして、土地利用計画図でございます。また、方向が右手側が北側になります。真ん中のピンクで塗られた部分、こちらが事務所棟と荷捌棟でございます。また、付け変えられた水路は東側、図で下側になるのですけれども、申請地をぐるっと囲うような形で取り付けがされる予定になっております。

また、右下ですけれども、赤く塗られたところが3つありますが、こちらにつきましては、左側から給油所、それから洗車場、一番右側が車の検車場となっております。こちらについては、それぞれ車両関係ということで油を使うことから、それぞれに油水分離槽が設置されておりまして、油水分離槽を通して水が放流されるという計画になっております。

また、事務所棟、荷捌棟の建物からの放流については、事務所棟の右側に緑色で塗られた四角のものが3つあると思うのですけれども、浄化槽を設置しまして、水路に放流する計画となっております。

1枚おめくりいただきまして、その浄化槽の拡大した図になります。真ん中の緑で四角く囲われたところ3つあるのですけれども、こちらが浄化槽になりまして、90人槽のものを設置する予定になっております。

1枚おめくりいただきまして、こちらは給油所と洗車場、車の検車場の図面になっております。それぞれに油水分離槽を設置して、油水分離槽を通して、側溝に排水する計画になっております。

1枚おめくりいただきまして、ここから建物の平面図になります。まず、一番最後のページをご覧いただきたいと思うのですけれども、一番最後のページは建物の立面図になっております。一番上の図を見ていただきたいのですけれども、「譲受法人の名前」が書かれたところ、こちらが事務所棟の部分になりまして、こちらは3階建ての部分になります。右側のほうが荷捌棟の部分になりまして、こちらが2階建てになります。一番右手側の低くなったところは、こちらはトラックが入るところになりまして、1階になっております。

平面図へ戻っていただきたいのですけれども、薄いグレーのところが入る部分になりまして、真ん中の濃いグレーのところは荷捌棟、また一時保管場所ということになります。黄色で塗られた部分が事務所棟になります。

1枚おめくりいただきまして、平面図。これは2階部分になるのですけれども、斜線部分の1階が車の入るところになりまして、ここは屋根になりまして、濃いグレーの部分が一時保管場所、黄色いところが会議室になっております。

1枚おめくりいただきまして、これは3階部分になります。3階部分については、事務所棟のみ

ということになっております。

以上、簡単ではございますけれども、説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長、報告をお願いします。

○7番寺崎委員 それでは、報告いたします。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の社員3名と代理人2名の出席でした。

質問1 一日のトラックの出入りはどれぐらいを想定していますか。また、すぐ近くにライスセンターがあり、収穫の時期はトラックの出入りが多くなったり、軽トラが列をつくって並びます。時期によっては、配送のトラックと農家のトラックが鉢合わせしないか心配です。

回答 高崎エリアで大型のトラックを50台、中型を30台ほど所有しています。その他に、支店以外の大型トラックも20台ほど出入りします。近くにライスセンターがあるとのことですが、長距離トラックについては夜間の出入りになります。また、中型トラックも朝の早い時間に出発しますので、日中の車の出入りは多くありません。

質問2 運送業のため給油所など油を扱う施設を計画していますが、周囲には水田が広がっていますので、用水路に油が流出しないようにしてください。

回答 給油所、洗車場、検車場には、それぞれ油水分離槽を設置して油が出ないように計画しています。

質問3 夜間も車の出入りがあるため、周囲には外灯を設置すると思いますが、光で作物に影響が出るのが心配されます。

回答 高さ4メートルのポールでLED照明を設置する計画です。照明は、敷地の内側に向けて外に光が出ないようにします。多少、光は漏れますが、1ルクスぐらいで月明かり程度になります。

質問4 周囲は優良農地が広がっています。作業をしている農家やトラクターなどゆっくり走る農機への配慮をお願いいたします。

回答 はい、わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 なし。

○会長 それでは、ナンバー1につきまして、異議がなければ許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか皆様に伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。関連案件といたしまして、先にご説明をさせていただきました議案第3号のナンバー12が関連案件でございます。許可または不許可につきましては、3条とこちらが一緒でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、別添の農地法5条許可申請ナンバー2の審議資料をご覧ください。

5条のナンバー2でございます。少し厚めの表紙がカラーのものでございます。

表紙でございますが、こちらは位置図でございます。申請地は、図面中央、オレンジ色の塗られた箇所が申請地でございます。位置につきましては、群馬県立二葉高等特別支援学校から東へ約350メートル行ったところでございます。

1枚おめくりください。案内図及び周囲の状況図でございます。申請地は、着色された図面中央のところが申請地ございまして、こちらは農振農用地でございます。周囲は農振農用地の田んぼと畑が広がっている地域でございます。また、営農型で立地につきましても条件がございまして、その団体の優良農地の真ん中は周辺農地への影響から適切でないという要件がございまして、こちらにつきましては、北側と西側が開発地に隣接する形で、今回、優良農地の一番端でございますので、位置的には営農型の許可の要件を満たしているということでございます。

また、図面の申請地のすぐ左下、斜線で塗られているところです。「足門町」という文字が入ったところ、こちら斜線の部分が現在、工業団地として造成されている所でございます。

1枚おめくりください。公図でございます。7ページにわたって公図がついていますので、よろしく申し上げます。ご覧のとおりでございます。

続きまして、土地の利用計画図でございます。土地の利用計画図、こちらはパネルの状況が記載されたものでございます。また、パネル毎に作付の作物がその下に記載がございまして、パネルの一番左側、こちら西になるのですが、西側が露地型の営農型太陽光でニンジンでございます。その次の東側、その右隣についてはキャベツとブロッコリー、こちらは露地型の太陽光でございます。また、その道を挟んで東側、こちら全部ハウスでございまして、一番北のハウスにつきましては、ハウレンソウ、チンゲンサイ、コマツナをハウスの中で土耕するものでございます。その下につきましては、ピーマンとナスのハウスの隔離栽培というものでございます。そして一番南がキュウリでございまして、そちらはスプレーポニックという方式のものでございます。

設置いたします架台とパワコンの面積を含めまして、そちら一番右の端に記載があるのですが、371.33平米、こちらが一時転用の面積でございます。また、パネルの枚数につきましては、その下、6,150枚、計画の発電量につきましては、売電のものにつきましては1,250キロワットでございます。

1枚おめくりください。青い部分が、こちらハウスの雨水の処理でございます。ハウスには勾配を少しつけまして、東側に流す計画でございます。また、東側の樋から集水桝に落としまして、オーバーフローについては東側の水路に排水する計画でございます。

1枚おめくりください。こちらが今回設置いたしますハウスの断面図でございます。こちら見ていただきますと、今回コンクリート基礎を地中に埋めて独立基礎ということでございます。基礎の大きさにつきましては、四角でございます、65センチ掛ける65センチの基礎でございます。また、支柱には、軽量鉄骨を今回は使用しております、屋根に天窗があるほうが北側になるのですが、その反対側のところに、南側のほうにパネルをフィルム式のシースルー型の透過率の良いものを張る形でございます。

1枚おめくりください。こちらが露地型のパネルでございます。こちらの法人につきましては、通常この型の露地のパネルを設置しております。筋交いを除きまして、高さが2メートル確保しておりますので、農業には支障ないかと思われま。

続きまして、営農計画書でございます。こちら作物ごとに営農計画書がついておりますので、順々にご説明をさせていただければと思います。

まず、1枚目がこちらはニンジンでございます。ニンジンにつきましては、露地型のものでございます。1筆全面にニンジンを作付する計画でございます。

1枚おめくりください。営農計画書の(2)の営農に必要な農作業の期間でございますが、最初の1年目につきましては、どうしても施設の設置及び土づくり等でございますので、実際の播種につきましては、7月です。収穫時期については、11月の上旬からということで計画しております。2年目につきましては、2年目、3年目は通常のサイクルで行う計画でございます。

(3)の利用する農業機械につきましては、表のとおりでございます。

次のページをご覧ください。次のページは、(1)でございます。生育に適した日照量の確保ということでございますが、ニンジンにつきましては、光飽和点が40キロルクスということでございまして、こちらにつきましては営農型の太陽光の下でもこちらの日照量が確保できることから、ニンジンについてもデータ上は生育できるものでございます。

(3)のパネルの下部の農地の単収でございます。こちらは、あくまで目標でございますが、地域の平均的な単収というものが、10アール当たり1,490キロでございます、そちらの営農型太陽光更新の許可要件でございます8割の収量を3年後に目指すというものでございます。

以上でニンジンの説明を終わります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、キャベツ、ブロッコリーの営農計画書でございます。こちらは、キャベツ、ブロッコリーを露地型で営農するものでございます。面積は、半分ずつに割りまして、キャベツ、ブロッコリーを作付いたします。

1枚おめくりください。(2)の農作業の期間につきましては、こちら表のとおりでござい

す。1年目につきましては、どうしても設備の設置、準備、土づくりがございまして、2年目以降から通常の周期で行う予定でございまして。

1枚おめくりいただきまして、3の(1)の生育に適した日照量確保ということでございまして、キャベツ、ブロッコリーにつきましても、40キログラム、ブロッコリーについては30キログラムということで、営農型の太陽光のパネル下でも生育が支障はないということでございまして。

また、こちら(3)の下部の農地の単収でございまして、こちら地域平均的な単収の8割を3年後には確保していくという内容でございまして。

続きましては、1枚おめくりいただきまして、もう一枚おめくりいただきまして、ハウスの中で土耕でホウレンソウ、チンゲンサイ、コマツナを栽培する予定のものでございまして。

(2)の農作業の期間につきましては、表のとおりでございまして。

1枚おめくりいただきまして、3の(1)、こちら全ての作物につきましては、半日陰で生育が可能ということでございまして、またハウスにつきましては、透過率の良い、シースルーのパネルを設置いたしますので、こちらについてはほとんど太陽光の下という感覚でございまして。ここも通常のハウスと同じような扱いで考えていただければと思います。こちら、いずれの作物についても3年後には地域の平均的な単収8割を目標としていくものでございまして。

また、1枚おめくりいただきまして、次がピーマンとナスの隔離栽培というものでございまして。こちらは、土耕ではなくて、少し土から離して栽培する方法でございまして。こちらにつきましても、1枚おめくりいただきまして、農作業の期間が書いてございまして、1年目につきましてはほとんど準備、また、設備を設置いたしますので、設備の設置で1年目は終わってしましまして、2年目からこの設備が整ったところから作物を育てていくという内容でございまして。なお、3の(1)、日照量の確保でございまして、シースルーのパネルを使いますので、こちらも通常のハウスと同じような生育状況が確認されているという内容でございまして。こちら3年後には地域の平均的な単収の8割を確保していきたいという内容となります。

最後でございまして、1枚おめくりいただきまして、キュウリのスプレーポニックでございまして。根に溶液を噴霧して育てる栽培方法でございまして。こちらの栽培方法につきましては、こちらの法人で既に実績がございまして、キュウリにつきましては、この法人が既に営農型の太陽光の中で栽培しており、営農の見込みがございまして。

1枚おめくりいただきまして、営農作業の期間がございまして、こちらは設備が整い次第、年に何回も収穫をしていく内容でございまして。ハウス型で実績がありますので、問題なく育つと考えられます。また、こちら地域平均的な単収の8割を3年後には目指していくという内容でございまして。

以上、資料の説明でございまして。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長、報告をお願いします。

○7番寺崎委員 それでは、報告いたします。

農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 ハウスの図面を見ると、今までの営農型太陽光で使っているハウスとは異なるようです。基礎もスクリー式の支柱からコンクリートの独立基礎のものになっていますが、変更した理由は何ですか。また、営農型太陽光の場合には、その施設が容易に撤去できる構造であることが条件にあります。その点はどう考えているのですか。

回答 営農型太陽光の施設としてはこのタイプのハウスは初めてになります。全国の事例で確認したもので、まずは試してみようということになりました。また、撤去については問題ないと考えており、申請書にも農地への復元計画書を添付しております。

質問2 今回の圃場でも品目を定めて作付する計画ですが、初めて扱うものも見られます。パネル下で試されるなどして、ある程度、収量の見込みをつかんでいるのですか。

回答 今回の品目での収量の見込みが立ちましたので、申請をいたしました。

質問3 品目を定めての計画ですが、連作障害への対応は検討していますか。

回答 ローテーションを考えています。

質問4 キュウリのスプレーポニックとはどのような栽培方法ですか。

回答 種苗会社の技術提供の栽培方法になります。水耕に似たところもあり、溶液をスプレーで直接根に噴霧する方法です。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、事務局、ナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて、建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅5棟の申請でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー3審議資料をご覧ください。

まず1枚目、表紙をご覧ください。位置図でございます。申請地、ちょっと見づらくなっているのですが、中央の申請地と矢印で示されている部分が今回の申請地でございます。高崎市立里見小より西へ約150メートルの場所でございます。

1枚おめくりください。周囲の状況及び案内図でございます。こちら中央の斜線部分が今回の申請地でございます。用途指定区分が第1種中高層住居専用地域となっております。また、申請地北側の国道に面した一帯は、用途指定区分が近隣商業地域となっております。申請地周辺の宅地化が進んでいることから、第3種農地に該当すると考えております。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。こちらの申請地は、黒の太枠で囲まれた畑2筆でございます。東側につきましては農地、南側は農地及び宅地、西側につきましては農地及び道路、北側は公衆用道路と宅地が隣接しております。

1枚おめくりください。こちら記載がございませんが、図面の上方向が北となっております。こちら土地の利用計画図と排水の計画図でございます。申請地は、南北に新設の道路を通しまして、その道路の東側と西側に5区画の建売分譲の敷地を造成しまして、こちらに住宅を建築する予定でございます。なお、建物にAとBがございますのは間取りが異なるものであるため、ここではわかりやすくAとBという形で表記させていただいております。また、土地利用計画図にも記載がございますように、隣接の道路と建物部分等の掘削した土につきましては、各宅地に割り振るため基本的に場内処理となります。また、新設の道路につきましては、アスファルト舗装仕上げになります。敷地から出る雑排水と雨水でございますが、雑排水につきましては下水へ排水、雨水につきましては住宅の脇に浸透枡を設けまして、敷地内浸透といたします。

1枚おめくりください。このページ以降は、建物の平面図と立面図となっております。Aタイプ、Bタイプともに建築面積が62平米の2階建てでございます。Aタイプが3棟、Bタイプが2棟、合計で5棟建つという計画となっております。それぞれの建物の立面図につきましては、参考までにご覧いただければと思います。

なお、補足の説明ということになりますが、こちら先月の事前協議で隣接地、当該申請地の隣接地にも建売住宅が既に建っているということなのですけれども、大雨が降ると水があふれてしまって、その辺の対策をどのように考えているのかというご意見が出まして、それにつきまして、譲受人に確認いたしましたところ、既に建っている建売住宅につきましては、庭の部分がフラットで建てていることなのですけれども、今回の申請地につきましては事前調査報告にも記載がありますとおり、庭と駐車場の間に段差を設ける。ブロック、一、二段を積むということで、高くして、10センチから40センチ、そしてブロックで段差を設けることで工夫をするという形で伺っております。万が一大雨による被害が出た場合につきましては、こちら申請地、榛名地区になりますので、榛名の浄水課と調整して対応していくことで伺っております。

補足は以上です。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○7番寺崎委員 それでは、報告いたします。

農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者1名の出席でした。

質問1 申請地の東側に園地があり、梨の消毒が行われると思いますが、所有者の方とは話し合いをしていますか。

回答 所有権移転が済んだら、話し合いを行う予定です。こういった期間、タイミングで消毒を行うか伺った上で、販売する際にはお客様にも説明したいと考えています。

質問2 排水計画については、市の担当課と協議は済んでいますか。

回答 はい。既存の下水が申請地近くまで通っていますので、それを延長し、接続する計画です。市の浄水課とも調整は済んでいます。

質問3 新設道路は、位置指定道路として市に寄附するのですか。それとも各々に割り振る計画ですか。

回答 敷地延長として分筆する計画です。新設道路から接道をとるのが申請地東側の南寄り2区画で申請地北側の道路から敷地延長という形で建築確認申請をします。それ以外の部分については、弊社で持ち分を持ち、維持管理を行う予定です。また、新設道路は通行がメインとなるので、通行を妨げるものを置かないようお客様と契約時に取り決めを行います。

質問4 浸透柵の深さはどれぐらいですか。最近は、雨が短い時間に集中して降るようになってきます。この浸透柵で対応できますか。

回答 深さは、30センチ程度で設置します。容量としては問題がないと考えています。また、駐車場と庭との間に一、二段のブロックを設置するので、通常レベルの雨なら庭から外に雨水が流れることはないと思います。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー4、事務局、説明をお願いします。

○事務局

4番につきましては、保留でお願いいたします。

○会長 ナンバー4は保留ということで、続いてナンバー5に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

5番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー5審議資料をご覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面の上側の丸で囲われている箇所が申請地でございます。申請地は、高崎市立宮沢小学校から北西に約500メートルほどの場所に位置している農地でございます。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。ホッチキスどめされている左側が北側でございます。図面中央の赤く塗られている箇所が申請地ございまして、周辺の農地は農振農用地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面の向きにつきましては、先ほど同様、ホッチキスどめ側が北でございます。図面中央の赤く縁取られている筆が申請地でございます。隣接する土地につきましては、北側が畑、東側と南側が山林、西側が公道とそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。こちら、図面右側のホッチキスどめされていない側が北側となります。掘削計画といたしましては、申請地を10メートル間隔で7区画に分けて、北側から順番に黒土の採取を進める計画でございます。なお、工事中は申請地内に表土の仮置場を設けまして、事業終了後は保管しておいたその表土を用いて農地への復元を行う計画でございます。

1枚おめくりください。次に、5枚目及び6枚目につきましては、横断面図でございます。図面は、一番上が申請地北側の端でございまして、北側から10メートルごとの地点を示したものとなっております。掘削の深さにつきましては、深いところで1.5メートルでございまして、申請地全体の黒土採取予定量は、合計で1,986.90立方メートルとなります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長の報告をお願いします。

○7番寺崎委員 それでは、報告します。農地法第5条許可申請審議ナンバー5について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は代理人1名の出席でした。

質問1 黒土の採取の際に、申請地と北側の隣接農地との境に大きく段差をつけるようなとり方をすると雨水で崩れるおそれがありますので、気をつけてください。

回答 十分に注意します。

質問2 農地に復元した後、申請地をどのように管理されますか。

回答 野菜を栽培する予定です。

質問3 申請地の東の杉林周辺が傾斜地になっていましたが、そちらに雨水が流出しないような対策をしてください。

回答 わかりました。何かことが起こればすぐに対処します。

質問4 前回の黒土採取の許可地において、当初の事業計画と異なるところがあったと事務局から報告がありました。申請書に記載された事業計画どおりにしっかりと事業を行ってください。

回答 はい、事業計画をしっかりと守ります。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

許可相当としてよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、ここで休憩を入れます。10分休憩入れます。

○事務局 では、3時5分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

10分間休憩でございます。よろしくお願いいたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開いたします。

これより一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

6番 契約内容は売買、申請地を買い受けてシイタケ栽培のためのホダ木を生産したいという植林用地の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、支店が老朽化しているため申請地を買い受けて新たに事務所を建築し移転したいという事務所及び露天駐車場の申請でございます。

21番につきましては取り下げでお願いいたします。

22番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。また、先にご審議いただきました計画変更申請、議案第2号ナンバー1の関連案件でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は賃貸借、施設の改築及び従業員増員に伴い駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の案件でございます。転用期間が、平成30年1月26日から平成32年1月25日までの2年間でございます。

25番 契約内容は売買、太陽光発電に適した申請地を買い受けて設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

26番 契約内容は売買、太陽光発電に適した申請地を買い受けて設備を設置し売電したいという

太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

27番 契約内容は売買、太陽光発電に適した申請地を買い受けて設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、こちら転用済みの田1,198平米と一体利用の計画でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。用悪水路2.06平米と一体利用の計画でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地80平米と一体利用の計画でございます。

31番 契約内容は賃貸借、業務拡大に伴い工事用車両の駐車場と資材置場が不足しており、事務所より近く管理しやすい申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

32番 契約内容は売買、寺の敷地が狭く行事活動のできる場所を探していたところ、近接する申請地の購入の話が纏まったので境内地として買い受け使用したいという境内地の申請でございます。

33番 契約内容は売買、寺の駐車場が隣接する申請地まで使用していることが判明したため農地法の許可を得ることにより是正したいという露天駐車場の申請でございます。

34番 契約内容は賃貸借、施設の増築工事に伴い申請地を借り受けて資材置場及び駐車場として利用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の案件でございます、転用期間が、平成30年1月23日から平成33年1月22日までの3年間でございます。

35番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は使用貸借、自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

38番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

41番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

42番 契約内容は売買、板金の製造業を営んでおり資材置場が不足しているため自宅に近い申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

43番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭になり実家に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は使用貸借、宿舍住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地113.13平米と一体利用の計画でございます。

46番 契約内容は賃貸借、吉井インターチェンジからの案内誘導看板を設置するため申請地を借り受けて使用したいという広告看板設置用地の申請でございます。

47番 契約内容は賃貸借、自宅に隣接する申請地を資材置場として使用していたが農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。

48番 契約内容は贈与、申請地を祖父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は贈与、住宅の一部が農地にはみ出ていることが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。宅地498.63平米と一体利用の申請でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

52番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

53番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、先にご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー2の計画変更申請が関連案件でございます。

54番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地9.26平米と一体利用の計画でございます。

55番 契約内容は売買、患者と従業員の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて利用したいという露天駐車場の申請でございます。

56番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、先にご審議いただきました議案第2号ナンバー3の関連案件でございます。

57番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

58番 契約内容は賃貸借、イチゴ狩り来客者用の駐車場が不足しており申請地をその時期のみ駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。

59番 契約内容は売買、庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。

60番 契約内容は使用貸借、家族と同居しているが手狭なため申請地を親戚から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

61番 契約内容は使用貸借、寺院の駐車場として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

62番 契約内容は使用貸借、農業用倉庫用地として利用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

63番 契約内容は売買、自宅の隣接地を買い受けて通路用地として利用したいという通路用地の申請でございます。なお、宅地52.43平米、雑種地236平米と一体利用の計画でございます。

64番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅及び公衆用道路の申請でございます。

65番 契約内容は売買、業務の拡大に伴い会社の隣地である申請地を資材置場及び駐車場として買い受けたいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、取り下げ1件を除く59件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わり、これより審議に入るわけですが、ナンバー31については塚越正敏委員に関係する案件でございます。また、農業委員会等に関する法律第24条において「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、ナンバー31を最終の審議、質疑として、その際は塚越正敏委員の一時ご退出をお願いしたいと思います。

ナンバー31を除いて審議に入ります。なお、21番は取り下げでございます。

それでは、31番を除いて質疑をお受けしたいと思います。

○全員 異議なし。

○会長 よろしいでしょうか。それでは、31を除いて許可相当といたします。

それでは、次に、ナンバー31についての審議に入りますので、塚越委員さん一時ご退出をお願い

いたします。

(6番塚越委員 退席)

○会長 それでは、31について質疑をお受けいたします。

○全員 異議なし。

○会長 異議なしという声が多数でございますので、許可相当といたします。

それでは、塚越委員さん、入室してください。

(6番塚越委員 着席)

○会長 それでは、議案第6号に入ります。議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、農地法関係非農地証明願が次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目、山林。非農地としての理由は、山林化して既に20年以上経過しており農地として利用できないためでございます。

事務局からの説明は以上です。

○会長 事務局の説明が終わりました。

次に、地域担当委員からの報告をお願いいたします。今回は、南八幡地域ですので、塚越正敏委員から報告をお願いいたします。

○6番塚越委員 事務局と私、農業委員と推進委員さん、三者で現地を確認して行ってまいりまして、もちろん20年も経過しておりますので、山林化しております。場所がかなり急で、もう農地の復旧は無理かなという場所ございまして、致し方ないかなというふうに感じてまいりました。

以上でございます。

○会長 塚越委員からの報告は終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

次に、議案第7号 高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について。

高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、次のとおり高崎市長に提出したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について。

それでは、ご説明申し上げます。お手元の高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、必要があると認めるときは関係行政機関、または地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善意見を提出しなければならないという規定に基づいて、農業委員会としての意見を農政部に提出するというものです。

意見の募集につきましては、9月の総会で募集の決定をいただき、10月の事前協議において農業委員さん、推進委員さんに意見の募集をご依頼させていただきました。提出期限の11月の事前協議後、取りまとめをさせていただいておりましたが、このたび意見書として整いましたので、本日の総会にお諮りさせていただくものでございます。

なお、意見は2つの意見が提出されておまして、ご承認賜れましたら、本日農政部へ提出したいと考えております。

それでは、表紙の裏をご覧くださいと思います。意見書の前文から2つの意見まで通して朗読させていただきます。

高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書。

我が国の農業は、農業者の高齢化と担い手不足により農地の維持ばかりでなく、食糧供給さえも困難になってきています。我が国の食糧自給率（カロリーベース）は、前年度から1ポイント下落し、38%（2016年）となり、先進国の中でも最低水準となっています。さらに、昨年11月にはTPPにおいて米国が離脱する中、残る加盟国11カ国による大筋合意がなされましたが、農業分野の合意内容は、見直しがされないままであります。これにより安価な輸入農産物が流入することが予想され、輸入急増に歯どめがかからないおそれがあるなど、多くの懸念を内包しており、今後の農業情勢の先行きは不透明です。そのような中、高崎市農業委員会では平成29年7月20日に農業委員25名、農地利用最適化推進委員34名の新体制へ移行しました。農業委員会が果たすべき新たな使命として、農地等の利用最適化が必須業務となりましたが、その実現のために地域の実情を踏まえた活動を遂行し、農業の健全な発展の一端を担っていく所存です。

高崎市においては農業者新規創造活動事業補助金を初めとする各種補助金、イベントによる高崎の農畜産物の積極的なアピールなどを実施しており、日ごろから農業振興に多大なるご支援をいただき大変心強いものとなっておりますが、さらに農業者が将来に希望を持ち、安心して農業に従事できるよう、より一層の施策の充実を望むものです。つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、高崎市農業施策に関して以下の意見を提出します。

平成30年1月、今日提出されることになれば5日付になります。高崎市農業委員会会長、今井徳。

1、市民農園の増設について。平地の遊休農地を集積し、市民が農業体験ができるよう公園の機

能を持たせた市民農園の整備を要望します。市民に農地を低価格で貸し出すとともに、技術指導や機械類の貸し出しを行うなど利用しやすい環境を構築し、農業経験者の裾野を広げることで更なる集積を図り、遊休農地の解消に努めていただきたい。

2、農業用道路や水路等の整備について。農地パトロールに携わってみると、特に中山間地域においては農地に接続する農業用道路や水路が十分に整備されておらず、耕作に支障をきたす状態になっている圃場が散見される。これ以上耕作放棄地を増加させないためにも、中山間地域はもとより平坦地においても、農業用道路等について基盤整備とは言わないまでも、小規模でも目の届く整備をお願いしたい。

以上が提出のあった意見を取りまとめさせていただいた意見書でございます。

なお、2つ目の農業用道路や水路等の整備についての意見につきましては、過日の事前協議においてご説明させていただいた際に、当初は中山間地域に限った意見でございましたが、平坦地においても、土地改良後、長い年月が経過して老朽化や傷んでいる箇所が見受けられるので、中山間地域に加えて平坦地についても盛り込んでいただきたいという意見をいただきましたので、本日はその部分を追加して意見書として調整させていただいておりますことを報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

異議がなければ提出してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

それでは、この意見書を市長に提出いたします。

次に、報告事項に入ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸家住宅、用途指定区分につきましては準工業、ほか3件、計4件の届出につきまして書類審査し、適法であったため届出を受理し、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分につきましては第1種低層住居、ほか25件、計26件の5条の転用届出を受理し、書類審査した結果、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由につきましては合意解約、ほか5件、計6件の通知につきまして書類審査し、適法であったため通知書を受理をいたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

1番につきましては、こちらは昨年6月の農地部会で許可相当としていただいた案件でございます。約6カ月間開発指導課との協議が調わないために許可書の交付を控えておりましたが、開発許可が調いましたので、昨年の12月13日付で許可書を交付をさせていただきました。

続きまして、2番から62番につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていた案件でございます。4条が4件、5条につきましては57件、そのうちまた6番、8番につきましては、3,000平米を超える案件でございますので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、こちらにつきましては許可相当と回答をいただいております。また他法令の関係が調いましたので、平成29年12月22日付で許可書を交付をさせていただきました。

報告は以上でございます。

○会長 報告が終わりました。

それでは、その他の事項について事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第7回農業委員会総会を終了いたします。

午後 3時40分 閉会